「法」という。）第六十三条第三項各号	法第三条第十三項に規定する電子資格確認	第三条第二項	（略）
「法」という。）第六十三条第三項第一号又は第二号	法第三条第十三項に規定する電子資格確認	法第三条第十三項に規定する電子資格確認	（略）
下「法」という。）第五十三条第三項各号	法第二条第十二項に規定する電子資格確認	法第二条第十二項に規定する電子資格確認	（略）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

「法」という。）第六十三条第三項各号	（新設）		（略）
「法」という。）第六十三条第三項第一号又は第二号	（新設）	（新設）	（略）
下「法」という。）第五十三条第三項各号	（新設）	（新設）	（略）